

ふらっと利用契約書

利用児_____の保護者_____（以下「保護者」という。）と、
合同会社 diversion:児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業所ふらっと（以下
「事業者」という。）は、利用児が事業者から提供される福祉サービスについて、次の通り契約する。

第1条（契約の目的）

本契約は、利用児及び保護者の意志を尊重し、日常生活における基本的動作の習得および社会生活に適応することができるよう、事業者が利用児に対して必要なサービスを適切に行うことを定める。

第2条（契約期間）

1. 本契約の期間は、年月日から利用児の受給者証に記載される児童発達支援給付費・放課後等デイサービス給付費・保育所等訪問支援給付費・支給決定期間満了日までとする。
2. 契約満了日までに、保護者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、また利用児の当該給付費支給決定期間が更新された場合、本契約は自動更新されるものとする。

第3条（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の内容）

事業者は、児童福祉法に基づく児童発達支援給付費・放課後等デイサービス給付費対象のサービスとして、別紙「重要事項説明書」に定めるサービス内容及び費用について説明を行い、保護者との合意に基づきサービスを提供する。

第4条（通所支援計画）

1. 事業者は、利用児の受給者証に記載されたサービスの支給量を踏まえ、利用児の有する能力や日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者および利用児の希望する生活並びに課題等の把握を行い、利用児の通所支援計画を作成する。
2. この計画は、事業者が保護者等に説明して、同意を得た上で作成し、内容についていつでも説明を求めることができる。
3. 事業者は、通所支援計画は利用児の状況等に応じて、少なくとも6ヶ月毎の見直しを行う。

第5条（利用料金）

1. 事業者は、児童福祉法に基づく児童発達支援給付費・放課後等デイサービス給付費を市町村から

直接受け取る(代理受領)。保護者は、市町村が定める定率負担額(給付費全体の1割)を事業者に支払う。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではない。

2. 保護者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス(実費)に対して、所定の料金を事業者に支払う。
3. 事業者はサービスの提供にあたり、当該サービスの内容及び費用について、保護者にあらかじめ説明をおこない同意を得る。

第6条(利用料金の支払方法)

1. 保護者は、第5条に定める利用料金の合計を、毎月支払う。
2. 事業者は、翌月15日までに、利用月の利用料金請求書を発行する。
3. 保護者は、請求金額を、翌月末日までに支払う。なお、口座からの引き落としは翌月20日になる。
4. 事業者は、保護者から利用料金の支払いを受けた時は、領収書を発行する。

第7条(緊急時の援助)

1. 事業者は、サービスを提供している時に、利用児の病状に急変その他の緊急事態が生じた際、速やかに家族等へ連絡すると共に、協力医療機関へ連絡する等の措置を講じる。また、状況によっては医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じる。
2. 事業者は、サービス提供中緊急でやむを得ない場合、身体拘束を行う場合がある。その場合は必要最低限に行い、速やかに家族等へ報告を行う。

第8条(事業者の具体的義務)

- (1) (安全配慮義務) 事業者は、サービス提供時利用児の生命、身体、財物の安全確保に配慮する。
- (2) (説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、保護者の質問に対して適切に説明する。
- (3) (守秘義務) 事業者は、正当な理由が無い限り、その業務上知り得た利用児又はその家族の情報を漏洩しない。従業者が退職後も漏洩しないように、その対策を講じる。ただし、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用児の心身等の情報を提供できるものとする。
- (4) (記録保存整備義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存する。保護者は、この期間に限り記録の開示を求めることができる。
- (5) (身体拘束の禁止) 事業者は、利用児または他の利用児等の生命や身体や財物を保護する為など緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束等の行為を行わない。

第9条(事故と損害賠償)

1. 事業者は、サービス提供中の事故発生時、保護者及び関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故状況及び措置について記録する。
2. 事業者は、サービス提供時に事業者の責に帰すべき事由により、利用児に損害を与えた場合は、その損害を速やかに賠償する義務を負う。
3. 保護者は、サービス利用中に保護者または利用児が、故意または過失により、事業者もしくは他の利用児の生命、身体、財物に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償する。

第10条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用児の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を図るとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

第11条（苦情解決）

1. 保護者は、事業者が提供するサービスに関して、別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口に、いつでも苦情を申し立てることができる。
2. 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について保護者に報告する。
3. 事業者は、保護者が苦情を申し立てたことを理由として、利用児に対して不利益となるような対応はしない。

第12条（契約の解除等）

1. 保護者は、30日以上の予告期間をおいて事業者に通知することで本契約を終了できる。ただし、次の事由に該当する場合には、直ちにこの契約を解約することができる。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - (2) 事業者が第8条に定める義務に違反した場合。
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。
 - (4) 他の利用児が利用児の生命・身体・財物・信用を傷つけた、もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で告知することにより、この契約を終了することができる。ただし、次の事由に該当する場合には、直ちにこの契約を解約することができる。
 - (1) 保護者がサービスの利用料金支払いを3ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず支払わない場合。

(2) 保護者または利用児が、他の利用児・事業者・職員等の生命、身体、財物、信用を傷つけることによって、本契約を継続しがたい重大な事象を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

(3) 災害等、やむを得ない事由により事業所を開所しておくことができない場合。

第13条(協議事項)

この契約に定められていない事項について疑義が生じたときは、事業者は、児童福祉法及び関係法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印(省略可)の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

利用児住所 _____

氏名 _____

代理人(保護者)住所 (同上 ・ それ以外)

代理人(保護者)氏名

事業者住所 彦根市中央町 3-12CGビル4階

事業者名 合同会社 diversion

代表者氏名 代表社員 西川公平